

J Aバンク投信ネットサービス利用規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、J Aバンクが提供する「J Aバンクアプリ」または「J Aバンクホームページ」において「J Aバンク投信ネットサービス」（以下、「本サービス」といいます。）をご利用いただく際の取決め（以下、「本規定」といいます。）です。

- 2 お客様がご利用になる本サービスに関する権利義務関係は、本規定に別段の定めがある場合を除き、当組合が定める投資信託総合取引規定、同規定第2条に掲げる各約款・規定、J Aバンクアプリ利用規定、J AサービスID利用規定および即時口座振替サービス利用規定等の定めるところによります。

第2条（本サービスの内容）

お客様が本サービスを利用して行うことができる内容は、次のうちお客様ごとに本規定により定めるものとします。

- ① 投資信託口座の開設
- ② 非課税口座の開設
- ③ 投資信託の買付け・解約
- ④ J Aの投信つみたてサービス（以下、「投信つみたてサービス」といいます。）の新規契約、変更、廃止
- ⑤ スイッチングの取引（スイッチング対象の投資信託に限ります。）
- ⑥ 分配金取扱方法の変更
- ⑦ 取引報告書等の交付を受ける方法の変更（第15条に定める電子交付または郵送）
- ⑧ 投信残高照会その他上記に付随するサービス

第3条（法令等の遵守）

お客様は、本サービスのご利用に当たり、本規定のほか日本国内の諸法令ならびに金融商品取引所、投資信託の取引等の規制を行う団体等の諸規則等（以下、「法令等」と総称します。）を遵守するものとします。

第4条（本サービスの利用の申込み）

お客様は、次のすべてを満たしている場合、当組合が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。

- ① 日本国内に居住する個人であること。
 - ② 満18歳以上であること。なお、満75歳以上のお客様は、第2条第1号に定める投資信託口座の開設はご利用いただけません。
 - ③ J AサービスIDを保有していること。
 - ④ 当組合において普通貯金口座を開設済であること。
 - ⑤ 本サービスの内容を理解し、お客様の責任において本サービスをご利用いただけること。
- 2 当組合は、お客様が本サービスをご利用いただくことが不適当であると認めた場合には、本サービスのお申込みをお断りすることがあります。

第5条（設備等）

本サービスを利用する際にお客様がご利用することができる機器（コンピューター、通信機器、電話回線等を含みます。）、ソフトウェア等は当組合所定のものに限られます。

- 2 お客様は、自らの責任と費用負担で、本サービスを利用するに当たり必要となる前項に定めた機器およびソフトウェアの取得・設置・管理等を行うとともに、電話料金、専用回線使用料、その他の一切の費用を負担するものとし、当組合はこれらの事項について、一切の責任を負いません。

第6条（第三者による利用の禁止等）

- お客様は、口座名義人であるお客様以外の者（お客様の配偶者や親族を含みます。以下、「第三者」といいます。）に本サービスを利用させることはできないものとします。
- 2 お客様は、本サービスのご利用に際し、第三者による利用がなされた場合またはそのおそれがある場合は、第10条に定めるお客様の投資信託の取扱店に速やかに連絡し、本サービスの停止等必要な措置をお申出いただくものとします。
- 3 当組合は、お客様による本サービスのご利用に際し、第三者による利用がなされた、または、そのおそれがあると認めた場合は、通常行われる連絡手段によりお客様に通知するとともに、お客様による本サービスのご利用を一時的に停止できるものとします。これにより生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。
- 4 前項による一時的なご利用の停止は、当組合がお客様のご利用の状況が確認でき、利用再開に当たって支障がないと認めた場合、停止を解除することとします。

第7条（電子メール送信のご同意）

お客様は、JAサービスIDおよび本サービスでご登録いただいた電子メールアドレス（以下、「メールアドレス」といいます。）へ当組合が以下の電子メールを送信することにご同意いただいたものとします。

- ① お客様がメールアドレスをご登録またはご変更されたときに、当組合からメールアドレスの確認を行うための通知
- ② 本サービスを提供するに当たり必要な投資信託の取引に関する情報
- ③ その他本サービスに付随する情報等

第8条（利用時間）

お客様が本サービスをご利用いただける時間は、当組合が定める時間とします。

第9条（契約成立時点）

本サービスにかかる契約は、お客様の申込みに基づき、当組合がシステムへ登録したときに成立するものとします。

- 2 前項の記載にかかわらず、当組合の投資信託の取扱店舗の窓口で投資信託口座を開設後に本サービスをご利用いただく場合は、お客様が本サービスによる最初の投資信託の購入、解約、投信つみたてサービスの新規契約・変更・廃止のいずれかの取引の申込みを、当組合のシステムへ登録したときに本サービスにかかる契約が成立するものとします。

第10条（投資信託の取扱店）

当組合に投資信託口座未開設のお客様が本サービスにより投資信託口座を開設される場合、お客様の投資信託の取扱店（お客様の投資信託口座が帰属する店舗をいいます。以下同じ。）は、原則、お客様が指定貯金口座に指定された貯金口座のある店舗となります。

ただし、お客様が指定貯金口座に指定された貯金口座のある店舗が当組合が当局に届け出た投資信託の取扱店舗でない場合は、当組合が指定する店舗をお客様が取引される投資信託の取扱店とさせていただきます。

第11条（印鑑の届出）

当組合に投資信託口座未開設のお客様が本サービスにより投資信託口座を開設される場合、印鑑の届出は、投資信託総合取引規定第3条の規定にかかわらず、不要とします。

ただし、投資信託にかかる手続き等のためにお客様が取扱店に来店される場合等で、お客様が最初に対面での投資信託の買付け、解約等の取引、届出、手続き（以下、「対面取引」といいます。）の依頼をされるときには所定の印鑑届により印鑑（以下、「お届け出印」といいます。）を届け出るものとし、それ以降、対面取引等の場合は、お届け出印を使用することとします。

第 12 条（債券口座保有の場合の留意事項）

当組合に投資信託口座未開設かつ債券口座を有するお客様が本サービスにより投資信託口座（特定口座）を開設される場合、特定口座約款第 8 条第 1 項ただし書きにかかわらず、国債の利子を源泉徴収選択口座に受け入れます。

- 2 当組合に投資信託口座未開設かつ債券口座（特定口座開設済）を有するお客様が本サービスにより投資信託口座を開設される場合で、投資信託口座と債券口座とが異なる店舗に帰属する状態となる場合は、お客様は速やかに投資信託口座と債券口座とが同一の店舗に帰属するように移管の手続きをとるものとします。

第 13 条（対面取引と非対面取引）

当組合に投資信託口座未開設のお客様が本サービスにより投資信託口座を開設された場合で、対面取引を行うときは、その同一の投資信託口座を使用するものとします。

当組合の取扱店窓口で投資信託口座を開設後に本サービスをご利用いただく場合は、その同一の投資信託口座を使用するものとします。

投資信託口座では対面取引と非対面取引の区別なく投資信託の残高管理を行います。取引報告書、取引残高報告書等のお客様あて帳票（以下、「取引報告書等」と総称します。）には対面取引と非対面取引の区別なく記載されます。

第 14 条（投資信託取引における目論見書等の記載事項の提供方法）

本サービスにおいて目論見書、契約締結前交付書面等の記載事項の提供は、電磁的方法により行うものとします。

ただし、お客様から紙による交付を希望される旨の意思表示があった場合には、紙で提供します。

- 2 前項の電磁的方法による提供は、PDF 形式のファイルをお客様に閲覧していただく方法によります。PDF 閲覧ソフトおよび第 5 条で定める環境が必要となります。
- 3 電磁的方法により提供した書面は、投資信託取引を行った以降は閲覧できませんので、お客様の必要に応じて、投資信託取引を行う前の閲覧の際にダウンロードして保存いただくか紙に印刷してください。

第 15 条（取引報告書等の電子交付）

取引報告書等について、お客様は、書面の郵送による交付方法に代えて、電子情報処理組織を使用して取引報告書等の交付を受ける方法（以下「電子交付サービス」といいます。）に変更する申込みを本サービスにおいて行うことができます。また、電子交付サービスを書面の郵送による交付方法に変更する申込みを本サービスにおいて行うことができます。なお、上記の変更は本サービスにおいてのみ行うことができ、対面取引ではできません。

- 2 電子交付サービスを行う対象書面および内容は、JAバンクホームページに提示する方法その他相当の方法で公表します。
- 3 電子交付の方法は前条第 2 項で定める方法と同様とし、前項で定める対象書類のすべてについて一括してなされるものとします。
- 4 電子交付サービスによる書面は、閲覧可能となる日から 5 年間（法令等に定める閲覧期間がこれより長期となる場合は当該法令等に定める閲覧期間）、閲覧できるものとします。ただし、法令等に閲覧期間の定めがない書面については、当組合の判断により閲覧期間を別途設定する場合があります。

第 16 条（取扱ファンド）

お客様が本サービスを利用して買付け等を行うことができる投資信託の銘柄は、当組合が定める範囲とします。

第 17 条（注文の受付）

お客様が本サービスを利用して行う投資信託の買付け・解約等の注文は、注文の内容入力後、お客様がその内容の確認入力をされ、その入力内容を当組合が受信した時点をもって受け付けたものとします。

2 前項の注文が当組合所定の時限を過ぎて受け付けた場合は、翌営業日の注文申込みの取扱いとなります。

第 18 条（受注できない場合）

次に掲げるいずれかに該当する場合は、注文をお受けしないことがあります。

- ① お客様から注文を受けるに当たり、法令等に基づきお客様への交付が必要な書類をお客様が受領（第 14 条の電磁的方法による提供を含みます。）していることを確認できない場合。
- ② お客様が当組合に対する債務の履行を怠っている場合。
- ③ その他受注することが適当ではないものと当組合が判断した場合。

第 19 条（注文の取消し）

お客様が本サービスを利用して行う投資信託の買付け・解約等の注文の取消しは、当組合が定める時間内にお客様が本サービスにより行うことができるものとします。

なお、本サービスを利用して取り消すことのできる注文は、本サービスを利用して行った投資信託の買付け・解約等の注文に限ります。また、本サービスを利用して行った投資信託の買付け・解約等の注文を対面取引で取り消すことはできません。

第 20 条（注文の執行）

お客様が本サービスを利用して行った注文および注文の取消しは当組合の定める時間に速やかに執行します。

2 当組合は、お客様が本サービスを利用して行った注文および注文の取消しが次のいずれかに該当する場合は、お客様に通知することなくその執行または処理を行わない場合があります。

- ① 買付注文の場合で即時口座振替サービスによる口座引落しができなかったとき。
- ② 当該注文が法令等または本規定に定める事項のいずれかに反する、または、反するおそれがあると当組合が認める場合。
- ③ 当組合が取引の健全性に照らし、不相当と認める場合。

第 21 条（受渡代金の受渡方法）

お客様が本サービスを利用して行った買付注文にかかる購入代金は、注文の受付時に即時口座振替サービスにより指定貯金口座から引落しを行います。

2 お客様が解約代金・償還金・収益分配金を受け取る場合は、当組合はお客様の指定貯金口座に入金します。

第 22 条（届出事項の変更等）

お客様の氏名、住所、届出印、その他の届出事項に変更があったときは、お客様はお客様の投資信託の取扱店に所定の手続きによって遅滞なく届け出るものとします。

また、お客様が登録されたメールアドレスに変更があったときは、お客様は J A サービス I D からメールアドレスの変更登録を遅滞なく行うものとします。

この届出や変更登録の前に生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

2 お客様が居住者に該当しなくなる場合は、出国前にお客様の投資信託の取扱店に所定の手続きによって届け出るものとします。

3 届出のあった住所あてに当組合が通知または送付書類を郵送した場合には、延着または到達しなかった

時でも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それにより生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

- 4 届出のあったメールアドレスあてに当組合が電子メールを送信した場合には、通信事情などの理由により延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

第 23 条（本サービスの停止）

当組合は、本サービスが不正に使用される恐れがあると当組合が判断した場合や、当組合が求める本人確認手続きに応じただけでない場合等、当組合が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当組合はいつでも、お客様に事前に通知することなく、本サービスのすべて、または一部の利用停止の措置を講じることができます。これにより生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

- 2 当組合の取扱店窓口で投資信託口座を開設後に本サービスをご利用いただいた場合、または、当組合に投資信託口座未開設のお客様が本サービスにより投資信託口座を開設された後取扱店に印鑑の届出をされた場合で、取扱店に印鑑紛失のご連絡をいただいたときは、当組合は不正取引防止のために本サービスを含むお客様の投資信託の取引を停止します。この投資信託の取引の停止はお客様からの印鑑の発見または印鑑の変更の届出を受けて解除します。なお、これにより生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

第 24 条（サービス内容の変更等）

当組合は、あらかじめお客様に通知することなく、本サービスの内容を変更することがあります。

- 2 当組合の判断により、すべてのお客様に対して、本サービスの一部または全部を終了することがあります。

第 25 条（取引の制限等）

当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

- 2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- 3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。

第 26 条（本サービスの解約）

投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当した場合、もしくは次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。

- ① お客様が取扱店に本サービス解約の所定の届出をされたとき。
- ② お客様の投資信託口座が解約されたとき。
- ③ お客様が J A サービス I D の利用を終了したとき。
- ④ お客様が法令等または本規定に違反したなど、当組合が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。
- ⑤ 成年後見制度の届出を受けたとき。
- ⑥ 相続の開始があったとき。

- ⑦ 当組合がサービス継続上において支障があると判断したとき。

第 27 条（免責事項）

当組合は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。

- ① 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により投資信託の買付け、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合。
- ② 前号の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合。
- ③ 当組合または J A バンクのシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合。
- ④ 当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があった場合。
- ⑤ 第三者により J A サービス I D またはパスワードが漏洩または不正使用された場合。ただし、当該漏洩または不正使用が当組合の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。
- ⑥ 当組合が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用された場合。
- ⑦ やむを得ない事由による本サービスの提供の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合。

第 28 条（規定の変更）

本規定は、民法に定める定型約款に該当します。本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法の定型約款の変更の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

第 29 条（合意管轄）

本規定に関する訴訟については、当組合本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

2026 年 4 月 13 日

規定の改正について

以下の規定につきまして、2026 年 4 月 13 日付で改正を行います。

投資信託総合取引規定

改正後	改正前
第 1 条～第 3 条 （省略） 第 4 条（反社会的勢力との取引拒絶） 投資信託総合取引は、<u>第 11 条</u>第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。<u>第 11 条</u>第 2 項各号のいずれかに該当する場合には、当組合は当該取引をお断りするものとします。 第 5 条～第 7 条 （省略） 第 8 条（免責事項） 当組合は、投資信託総合取引において、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ① 次条第 1 項による届出の前に生じた損害 ② 当組合所定の書類等を使用された印影をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをした後に、当該書類等について偽造、変造その他の事故が発覚した場合に生じた損害 ③ 当組合所定の書類等を使用された印影がお届出印と相違するため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害 ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責によらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金に直ちに応じられない場合に生じた損害 ⑤ 前号の事由により、投資信託または外国投資信託の記録が滅失等した場合に、償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 ⑥ 投資信託受益権振替決済口座管理規定<u>第 17 条</u>の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害 ⑦ 電信または郵便の誤配、遅延等、当組合の責に帰すことのできない事由により生じた損害 第 9 条（届出事項の変更） お届け印を失ったとき、または印鑑、氏名<u>もしくは</u>名称、住所、共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等）に	第 1 条～第 3 条 （同左） 第 4 条（反社会的勢力との取引拒絶） 投資信託総合取引は、<u>第 10 条</u>第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。<u>第 10 条</u>第 2 項各号のいずれかに該当する場合には、当組合は当該取引をお断りするものとします。 第 5 条～第 7 条 （同左） 第 8 条（免責事項） 当組合は、投資信託総合取引において、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ① 次条第 1 項による届出の前に生じた損害 ② 当組合所定の書類等を使用された印影をお届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをした後に、当該書類等について偽造、変造その他の事故が発覚した場合に生じた損害 ③ 当組合所定の書類等を使用された印影がお届出印と相違するため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害 ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責によらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、投資信託の振替または換金、外国投資信託の換金に直ちに応じられない場合に生じた損害 ⑤ 前号の事由により、投資信託または外国投資信託の記録が滅失等した場合に、償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 ⑥ 投資信託受益権振替決済口座管理規定<u>第 16 条</u>の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害 ⑦ 電信または郵便の誤配、遅延等、当組合の責に帰すことのできない事由により生じた損害 第 9 条（届出事項の変更） お届け印を失ったとき、または印鑑、氏名<u>または</u>名称、住所、共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等）に

改正後	改正前
関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条<u>第 16 項</u>に規定する法人番号。以下同じ。）その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の手続きにより届け出てください。 第 2 項、第 3 項 （省略） <u>第 10 条（取引の制限等）</u> <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u> <u>第 11 条（投資信託総合取引の解約）</u> （省略） 2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当組合は投資信託総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、投資信託総合取引を解約することができるものとします。この場合、当組合は前項に準じて、お客様の投資信託については振替または換金の手続きを行います。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ① お客様が当組合との取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。 ② お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のい	する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条<u>第 15 項</u>に規定する法人番号。以下同じ。）その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の手続きにより届け出てください。 第 2 項、第 3 項 （同左） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>第 10 条（投資信託総合取引の解約）</u> （同左） 2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当組合は投資信託総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、投資信託総合取引を解約することができるものとします。この場合、当組合は前項に準じて、お客様の投資信託については振替または換金の手続きを行います。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ① お客様が当組合との取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。 ② お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに

改正後	改正前
いずれかに該当することが判明した場合。 イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。 ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。 ③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合。 イ 暴力的な要求行為 ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為 ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 ホ その他イからニに準ずる行為 <u>④ 振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかにになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</u> <u>⑤ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u> <u>⑥ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</u> <u>⑦ 振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。</u> <u>⑧ ④～⑦の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合。</u> 第3項 (省略) 第12条 (換金時の取扱い) (省略) 第13条 (規定等の変更)	該当することが判明した場合。 イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。 ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。 ③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合。 イ 暴力的な要求行為 ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為 ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 ホ その他イからニに準ずる行為 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 第3項 (同左) 第11条 (換金時の取扱い) (同左) 第12条 (規定等の変更)

改正後	改正前
(省略) <u>第 14 条</u> (合意管轄) (省略)	(同左) <u>第 13 条</u> (合意管轄) (同左)

投資信託受益権振替決済口座管理規定

改正後	改正前
第 1 条～第 14 条 (省略) <u>第 15 条 (取引の制限等)</u> <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u> <u>第 16 条 (解約等)</u> この契約は、投資信託総合取引規定<u>第 11 条</u>第 1 項または第 2 項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。 <u>第 17 条 (緊急措置)</u> (省略) <u>第 18 条 (その他)</u> (省略)	第 1 条～第 14 条 (同左) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>第 15 条 (解約等)</u> この契約は、投資信託総合取引規定<u>第 10 条</u>第 1 項または第 2 項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。 <u>第 16 条 (緊急措置)</u> (同左) <u>第 17 条 (その他)</u> (同左)

外国証券取引口座約款

改正後	改正前
第 1 条～第 15 条 (省略) <u>第 16 条 (取引の制限等)</u> <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあ</u>	第 1 条～第 15 条 (同左) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>

改正後	改正前
ります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。 3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。 第 17 条（契約の解約） この契約は、投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。 第 2 項 （省略） 第 18 条（その他） （省略）	（追加） （追加） 第 16 条（契約の解約） この契約は、投資信託総合取引規定第 10 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当した場合には解約されます。なお、解約の手続き等については、同条の規定を準用するものとします。 第 2 項 （同左） 第 17 条（その他） （同左）

特定口座約款

改正後	改正前
第 1 条～第 5 条 （省略） 第 6 条（特定口座開設後の取引） （省略） 2 前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資</u>に関する約款」に基づく非課税口座を開設されているお客様（その年分の<u>特定累積投資勘定もしくは特定</u>非課税管理勘定が当組合の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）は、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託（以下、「株式投資信託」といいます。）に限ります。）の取引を当該<u>特定累積投資勘定もしくは当該特定</u>非課税管理勘定で行うか、<u>または</u>特定口座で行うかを選択するものとします。<u>ただし、上記取引を当該特定累積投資勘定で行うか、特定口座で行うかの選択が可能な銘柄は、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」第 2 条の 2 に定める特定銘柄に限ります。</u>	第 1 条～第 5 条 （同左） 第 6 条（特定口座開設後の取引） （同左） 2 前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理<u>および非課税累積投資（追加）</u>に関する約款」に基づく非課税口座を開設されているお客様（その年分の<u>（追加）</u>非課税管理勘定が当組合の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）は、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託（以下、「株式投資信託」といいます。）に限ります。）の取引を当該<u>（追加）</u>非課税管理勘定で行うか、<u>（追加）</u>特定口座で行うかを選択するものとします。<u>（追加）</u>

改正後	改正前
第 7 条～第 12 条 （省略） 第 13 条（特定口座年間取引報告書の送付） （省略） 2 前項にかかわらず、<u>第 19 条</u>により特定口座が廃止されたときは、当組合は、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。 第 3 項、第 4 項 （省略） 第 14 条～第 17 条 （省略） <u>第 18 条（取引の制限等）</u> <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u> <u>第 19 条（特定口座の廃止）</u> この契約は、投資信託総合取引規定<u>第 11 条</u>第 1 項または第 2 項、もしくは保護預り規定兼振替決済口座管理規定<u>第 20 条</u>のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合は解約され、お客様の特定口座は廃止されます。 ① お客様が当組合に対して施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定める特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当組合がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当組合がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2 回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交	第 7 条～第 12 条 （同左） 第 13 条（特定口座年間取引報告書の送付） （同左） 2 前項にかかわらず、<u>第 18 条</u>により特定口座が廃止されたときは、当組合は、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。 第 3 項、第 4 項 （同左） 第 14 条～第 17 条 （同左） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>第 18 条（特定口座の廃止）</u> この契約は、投資信託総合取引規定<u>第 10 条</u>第 1 項または第 2 項、もしくは保護預り規定兼振替決済口座管理規定<u>第 19 条</u>のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合は解約され、お客様の特定口座は廃止されます。 ① お客様が当組合に対して施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定める特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当組合がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当組合がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2 回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後

改正後	改正前
付をした日。)の翌日に提出されたものとみなします。 ② 施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。 ③ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき。 ④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。 第2項 (省略) 第20条 (免責事項) (省略) 第21条 (約款の変更) (省略) 第22条 (合意管轄) (省略)	に交付をした日。)の翌日に提出されたものとみなします。 ② 施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。 ③ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき。 ④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。 第2項 (同左) 第19条 (免責事項) (同左) 第20条 (約款の変更) (同左) 第21条 (合意管轄) (同左)

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款

改正後	改正前
第1条 (省略) 第2条 (非課税口座開設届出書等の提出) (省略) 第2項～第5項 (省略) 6 第2項、第2項の2または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書(以下、あわせて「廃止通知書」といいます。)の提出を受けた場合、<u>(削除)</u>非課税口座は、<u>これらの書類の提出があった日において</u>開設されます。<u>(削除)</u> 第7項～第9項 (省略) 10 お客様が当組合に提出された非課税口座開設届出書が法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当組合が受理または当組合に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合、<u>または法第37条の14第21項第2号の規定により、</u>	第1条 (同左) 第2条 (非課税口座開設届出書等の提出) (同左) 第2項～第5項 (同左) 6 第2項、第2項の2または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書(以下、あわせて「廃止通知書」といいます。)の提出を受けた場合、<u>当組合は税務署にお客様の廃止通知書にかかる提出事項を提供します。非課税口座は、当組合が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当組合が申込みを承諾した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当組合がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当組合が申込みを承諾した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。</u> 第7項～第9項 (同左) 10 お客様が当組合に提出された非課税口座開設届出書が法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当組合が受理または当組合に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合、<u>(追加)</u>には、お客様が開設された非課税口座は、

改正後	改正前
<u>お客様にかかる変更届出事項もしくは廃止届出事項の提供がない場合もしくは廃止通知書にかかる提出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署もしくは他の税務署に対して同一のお客様にかかる提出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がある場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合</u>には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。 <u>(削除)</u> 第2条の2(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い) お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座<u>または非課税口座に設定した勘定が重複している</u>ことが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、<u>または同条第22項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定</u>で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。）。ただし、この場合でも、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約およびそれ以外の契約の両方が可能であるファンド（以下、当約款において「特定銘柄」といいます。）の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。 第3条（特定累積投資勘定の設定） （省略）	その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。 <u>11 2023年12月31日においてお客様が当組合に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当組合は、お客様が2024年1月1日において、当組合と法第37条の14第5項第1号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当組合に、第6条に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。</u> 第2条の2(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い) お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が<u>重複口座である</u>ことが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、<u>当該非課税口座に該当しない口座</u>で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。）。ただし、この場合でも、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約およびそれ以外の契約の両方が可能であるファンド（以下、当約款において「特定銘柄」といいます。）の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。 第3条（特定累積投資勘定の設定） （同左）

改正後	改正前
第2項、第3項（省略） 4 特定累積投資勘定は、2024 年以後の各年の 1 月 1 日（非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、<u>当該廃止通知書の提出または</u>提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に<u>当該廃止通知書の提出または</u>提供があつた場合には、同日）に設けられます。 第3条の2～第7条（省略） 第7条の2（特定非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲） （省略） 2 特定非課税管理勘定には、<u>前項第1号に掲げる株式投資信託等で</u>次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。 ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの。 ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資（施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの。 ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの。 イ 信託契約期間を定めないことまたは 20 年以上の信託契約期間が定められていること。	第2項、第3項（同左） 4 特定累積投資勘定は、2024 年以後の各年の 1 月 1 日（非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、<u>税務署から当組合にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の</u>提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に<u>（追加）</u>提供があつた場合には、同日）に設けられます。 第3条の2～第7条（同左） 第7条の2（特定非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲） （同左） 2 特定非課税管理勘定には、<u>（追加）</u>次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。 ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの。 ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資（施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの。 ③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの。 イ 信託契約期間を定めないことまたは 20 年以上の信託契約期間が定められていること。

改正後	改正前
ロ 収益の分配は、1 か月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること。 第 8 条～第 13 条 (省略) 第 14 条 (非課税口座年間取引報告書の送付) 当組合は、法第 37 条の 14 <u>第 35 項</u>および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。 第 15 条 (届出事項の変更) (省略) 第 2 項 (省略) 3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第 37 条の 14 <u>第 23 項</u>第 1 号または第 2 号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。 第 4 項 (省略) 第 16 条 (取引の制限等) <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> 2 <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> 3 <u>前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u> 第 17 条 (契約の解除) この契約は、<u>投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当したときは解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。また、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。</u> ① お客様が当組合に対して、第 6 条第 1 項に	ロ 収益の分配は、1 か月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること。 第 8 条～第 13 条 (同左) 第 14 条 (非課税口座年間取引報告書の送付) 当組合は、法第 37 条の 14 <u>第 34 項</u>および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。 第 15 条 (届出事項の変更) (同左) 第 2 項 (同左) 3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第 37 条の 14 <u>第 22 項</u>第 1 号または第 2 号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。 第 4 項 (同左) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 第 16 条 (契約の解除) この契約は、<u>(追加)</u> 次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に<u>(追加)</u>解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。 ① お客様が当組合に対して、第 6 条第 1 項に

改正後	改正前
規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日 ② 法第 37 条の 14 <u>第 23 項</u>第 1 号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに法第 37 条の 14 <u>第 25 項</u>に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第 37 条の 14 <u>第 27 項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5 年経過日の属する年の 12 月 31 日） ③ お客様が当組合に対して、法第 37 条の 14 <u>第 23 項</u>第 2 号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日 ④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第 37 条の 14 <u>第 27 項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 ⑤ 施行令第 25 条の 13 の 5 に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日 ⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき 当組合が定める日 <u>第 18 条（免責事項）</u> （省略）	規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日 ② 法第 37 条の 14 <u>第 22 項</u>第 1 号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに法第 37 条の 14 <u>第 24 項</u>に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第 37 条の 14 <u>第 26 項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5 年経過日の属する年の 12 月 31 日） ③ お客様が当組合に対して、法第 37 条の 14 <u>第 22 項</u>第 2 号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日 ④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第 37 条の 14 <u>第 26 項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 ⑤ 施行令第 25 条の 13 の 5 に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日 ⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき 当組合が定める日 <u>第 17 条（免責事項）</u> （同左）

投資信託累積投資規定

改正後	改正前
第 1 条～第 9 条 （省略） <u>第 10 条（取引の制限等）</u> <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> 2 <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> 3 <u>前二項に定めるいずれの取引等の制限について</u>	第 1 条～第 9 条 （同左） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u>

改正後	改正前
でも、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。 第 11 条（解約） この契約は、投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。 ① お客様から解約の申出があったとき。 ② 当組合が累積投資業務を営むことができなくなったとき。 ③ この契約にかかる投資信託が償還されたとき。 第 2 項 （省略）	第 10 条（解約） この契約は、投資信託総合取引規定第 10 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。 ① お客様から解約の申出があったとき。 ② 当組合が累積投資業務を営むことができなくなったとき。 ③ この契約にかかる投資信託が償還されたとき。 第 2 項 （同左）

「JA の投信つみたてサービス」取扱規定

改正後	改正前
第 1 条～第 10 条 （省略） 第 11 条（取引の制限等） <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> 2 <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> 3 <u>前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u> 第 12 条（「JA の投信つみたてサービス」の解約） 本サービスは、<u>投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</u> ① お客様が当組合所定の手続きにより、本サ	第 1 条～第 10 条 （同左） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> 第 11 条（「JA の投信つみたてサービス」の解約） 本サービスは、<u>（追加）</u> 次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 ① お客様が当組合所定の手続きにより、本サ

改正後	改正前
ービスの解約を申し出た場合。 ② お客様が本サービスを 1 か年以上利用しない場合。 ③ 当組合が本サービスを営むことができなくなった場合。 ④ 当組合が本サービスの解約を申し出た場合。 2 前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」（以下、本条において「当該約款」といいます。）の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申出いただきます。 なお、お客様が当該解約のお申出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当組合は、当組合の裁量により任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申出があったものとして取り扱うことができます。 ① 当該約款第 17 条第 1 項第 1 号または第 2 号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日前の当組合が指定する日 ② 当該約款第 17 条（第 1 項および第 2 項を除きます。）の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日 ③ お客様が当該約款第 5 条の規定により特定累積投資勘定を廃止する場合 特定累積投資勘定が廃止される日前の当組合が指定する日 第 13 条（その他） （省略）	ービスの解約を申し出た場合。 ② お客様が本サービスを 1 か年以上利用しない場合。 ③ 当組合が本サービスを営むことができなくなった場合。 ④ 当組合が本サービスの解約を申し出た場合。 2 前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」（以下、本条において「当該約款」といいます。）の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申出いただきます。 なお、お客様が当該解約のお申出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当組合は、当組合の裁量により任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申出があったものとして取り扱うことができます。 ① 当該約款第 16 条第 1 項第 1 号または第 2 号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日前の当組合が指定する日 ② 当該約款第 16 条（第 1 項および第 2 項を除く）の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合 非課税口座が廃止される日 ③ お客様が当該約款第 5 条の規定により特定累積投資勘定を廃止する場合 特定累積投資勘定が廃止される日前の当組合が指定する日 第 12 条（その他） （同左）

JA バンク 投信ネットサービス利用規定

改正後	改正前
第 1 条 （省略） 第 2 条（本サービスの内容） お客様が本サービスを利用して行うことができる内容は、次のうちお客様ごとに本規定により定めるものとします。 ① 投資信託口座の開設 ② 非課税口座の開設 （削除）	第 1 条 （同左） 第 2 条（本サービスの内容） お客様が本サービスを利用して行うことができる内容は、次のうちお客様ごとに本規定により定めるものとします。 ① 投資信託口座の開設 ② 非課税口座の開設 （廃止通知書に基づき開設）

改正後	改正前
③ 投資信託の買付け・解約 ④ J Aの投信つみたてサービス（以下、「投信つみたてサービス」といいます。）の新規契約、変更、廃止 ⑤ スイッチングの取引（スイッチング対象の投資信託に限ります。） ⑥ 分配金取扱方法の変更 ⑦ 取引報告書等の交付を受ける方法の変更（第15条に定める電子交付または郵送） ⑧ 投信残高照会その他上記に付随するサービス 第3条（省略） 第4条（本サービスの利用の申込み） お客様は、次のすべてを満たしている場合、当組合が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。 ① 日本国内に居住する個人であること。 ② 満18歳以上であること。なお、満75歳以上のお客様は、<u>第2条第1号</u>に定める<u>投資信託口座の開設は</u>ご利用いただけません。 ③ J AサービスIDを保有していること。 ④ 当組合において普通貯金口座を開設済であること。 ⑤ 本サービスの内容を理解し、お客様の責任において本サービスをご利用いただけること。 第2項（省略） 第5条～第14条（省略） 第15条（取引報告書等の電子交付）（省略） 第2項（省略） 3 電子交付の方法は前条<u>第2項</u>で定める方法と同様とし、<u>前項</u>で定める対象書類のすべてについて一括してなされるものとします。 第4項（省略） 第16条～第21条（省略） <u>（削除）</u>	<u>する方法を除きます。）</u> ③ 投資信託の買付け・解約 ④ J Aの投信つみたてサービス（以下、「投信つみたてサービス」といいます。）の新規契約、変更、廃止 ⑤ スイッチングの取引（スイッチング対象の投資信託に限ります。） ⑥ 分配金取扱方法の変更 ⑦ 取引報告書等の交付を受ける方法の変更（第15条に定める電子交付または郵送） ⑧ 投信残高照会その他上記に付随するサービス 第3条（同左） 第4条（本サービスの利用の申込み） お客様は、次のすべてを満たしている場合、当組合が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。 ① 日本国内に居住する個人であること。 ② 満18歳以上であること。なお、満75歳以上のお客様は、<u>第22条</u>に定める<u>75歳到達時と同様に本サービスの一部が</u>ご利用いただけません。 ③ J AサービスIDを保有していること。 ④ 当組合において普通貯金口座を開設済であること。 ⑤ 本サービスの内容を理解し、お客様の責任において本サービスをご利用いただけること。 第2項（同左） 第5条～第14条（同左） 第15条（取引報告書等の電子交付）（同左） 第2項（同左） 3 電子交付の方法は前条<u>第2号</u>で定める方法と同様とし、<u>前号</u>で定める対象書類のすべてについて一括してなされるものとします。 第4項（同左） 第16条～第21条（同左） <u>第22条（75歳到達時）</u> <u>本サービスを利用されているお客様が満75歳に到達されたときは、それ以後本サービスを利用して行うことができる取引は、次に掲げるものに限ります。その他の取引は、取扱店での対面取引となります。</u> <u>① 非課税口座の開設（既に投資信託口座を開設済の場合とし、廃止通知書に基づき非課税口座を開設する方法を除きます。）</u> <u>② 投信つみたてサービスの契約廃止</u> <u>③ 取引報告書等の交付を受ける方法の変更（電子交付または郵送）</u> <u>④ 投信残高照会その他上記に付随するサービス</u>

改正後	改正前
第 22 条（届出事項の変更等） （省略） 第 23 条（本サービスの停止） （省略） 第 24 条（サービス内容の変更等） （省略） 第 25 条（取引の制限等） <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u> 第 26 条（本サービスの解約） <u>投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当した場合、もしくは次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。</u> ① お客様が取扱店に本サービス解約の所定の届出をされたとき。 ② お客様の投資信託口座が解約されたとき。 ③ お客様が J A サービス I D の利用を終了したとき。 ④ お客様が法令等または本規定に違反したなど、当組合が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。 ⑤ 成年後見制度の届出を受けたとき。 ⑥ 相続の開始があったとき。 ⑦ 当組合がサービス継続上において支障があると判断したとき。 第 27 条（免責事項） 組合は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。 ① 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由によ	第 23 条（届出事項の変更等） （同左） 第 24 条（本サービスの停止） （同左） 第 25 条（サービス内容の変更等） （同左） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> 第 26 条（本サービスの解約） <u>（追加）</u> 次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。 ① お客様が取扱店に本サービス解約の所定の届出をされたとき。 ② お客様の投資信託口座が解約されたとき。 ③ お客様が J A サービス I D の利用を終了したとき。 ④ お客様が法令等または本規定に違反したなど、当組合が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。 ⑤ 成年後見制度の届出を受けたとき。 ⑥ 相続の開始があったとき。 ⑦ 当組合がサービス継続上において支障があると判断したとき。 第 27 条（免責事項） 組合は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。 ① 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由によ

改正後	改正前
り投資信託の買付け、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合。 ② 前号の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合。 ③ 当組合またはJ Aバンクのシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合。 ④ 当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があった場合。 ⑤ <u>第三者によりJ AサービスIDまたはパスワードが漏洩または不正使用された場合。ただし、当該漏洩または不正使用が当組合の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。</u> ⑥ 当組合が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用された場合。 ⑦ やむを得ない事由による本サービスの提供の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合。 第 28 条、第 29 条 （省略）	り投資信託の買付け、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合。 ② 前号の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合。 ③ 当組合またはJ Aバンクのシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合。 ④ 当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があった場合。 ⑤ <u>お客様が本サービスの正規の操作手順を経ずに所定の手続きを行った場合。</u> ⑥ 当組合が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用された場合。 ⑦ やむを得ない事由による本サービスの提供の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合。 第 28 条、第 29 条 （同左）

保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債等公共債、取引残高報告書式）

改正後	改正前
第 1 条～第 18 条 （省略） <u>第 19 条（取引の制限等）</u> <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u>	第 1 条～第 18 条 （同左） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u>

改正後	改正前
3 <u>前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u> 第 20 条（解約等） （省略） 第 2 項、第 3 項 （省略） 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第 6 条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 ① お客様が手数料を支払わない場合。 ② お客様について相続の開始があった場合。 ③ お客様等がこの規定に違反した場合。 ④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。 ⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。 ⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。 <u>⑦ 振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</u> <u>⑧ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u> <u>⑨ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</u> <u>⑩ 振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。</u>	<u>（追加）</u> 第 19 条（解約等） （同左） 第 2 項、第 3 項 （同左） 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第 6 条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 ① お客様が手数料を支払わない場合。 ② お客様について相続の開始があった場合。 ③ お客様等がこの規定に違反した場合。 ④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。 ⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。 ⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。 <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u>

改正後	改正前
<u>⑪ ⑦～⑩の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合。</u> 第5項、第6項（省略） <u>第21条</u>（解約時の取扱い） （省略） <u>第22条</u>（緊急措置） （省略） <u>第23条</u>（公示催告等の調査） （省略） <u>第24条</u>（保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止） （省略） <u>第25条</u>（免責事項） 当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ① 第16条第1項による届出の前に生じた損害 ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 ③ 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還、または振込国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害 ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、または振込国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、または第14条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 ⑥ <u>第22条</u>の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害 <u>第26条</u>（規定の変更） （省略）	<u>（追加）</u> 第5項、第6項（同左） <u>第20条</u>（解約時の取扱い） （同左） <u>第21条</u>（緊急措置） （同左） <u>第22条</u>（公示催告等の調査） （同左） <u>第23条</u>（保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止） （同左） <u>第24条</u>（免責事項） 当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ① 第16条第1項による届出の前に生じた損害 ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 ③ 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還、または振込国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害 ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、または振込国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、または第14条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 ⑥ <u>第21条</u>の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害 <u>第25条</u>（規定の変更） （同左）

保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債等公共債、通帳式）

改正後	改正前
第1条～第18条（省略） <u>第19条（取引の制限等）</u> <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u> <u>第20条（解約等）</u> （省略） 第2項、第3項（省略） 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第6条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 ① お客様が手数料を支払わない場合。 ② お客様について相続の開始があった場合。 ③ お客様等がこの規定に違反した場合。 ④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。 ⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。 ⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約	第1条～第18条（同左） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>第19条（解約等）</u> （同左） 第2項、第3項（同左） 4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、保護預り証券をお引取りまたは振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。第6条による当組合からの申出により契約が更新されないときも同様とします。 ① お客様が手数料を支払わない場合。 ② お客様について相続の開始があった場合。 ③ お客様等がこの規定に違反した場合。 ④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。 ⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。 ⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約

改正後	改正前
を申し出た場合。 <u>⑦ 振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</u> <u>⑧ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u> <u>⑨ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</u> <u>⑩ 振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。</u> <u>⑪ ⑦～⑩の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合。</u> 第5項、第6項（省略） 第21条（解約時の取扱い） （省略） 第22条（緊急措置） （省略） 第23条（公示催告等の調査） （省略） 第24条（保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止） （省略） 第25条（免責事項） 当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ① 第16条第1項による届出の前に生じた損害 ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 ③ 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還、または振込国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害	を申し出た場合。 <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> 第5項、第6項（同左） 第20条（解約時の取扱い） （同左） 第21条（緊急措置） （同左） 第22条（公示催告等の調査） （同左） 第23条（保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止） （同左） 第24条（免責事項） 当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ① 第16条第1項による届出の前に生じた損害 ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振込国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 ③ 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還、または振込国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害

改正後	改正前
④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、または振込国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、または第 14 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 ⑥ <u>第 22 条</u>の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害 <u>第 26 条</u>（規定の変更） （省略）	④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、または振込国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、または第 14 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 ⑥ <u>第 21 条</u>の事由により、当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害 <u>第 25 条</u>（規定の変更） （同左）

一般債振替決済口座管理規定

改正後	改正前
第 1 条～第 16 条 （省略） <u>第 17 条（取引の制限等）</u> 当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、<u>提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u> <u>第 18 条（解約等）</u> 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替ください。第 4 条による当組合からの申出に	第 1 条～第 16 条 （同左） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>第 17 条（解約等）</u> 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに当組合所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替ください。第 4 条による当組合からの申出に

改正後	改正前
より契約が更新されないときも同様とします。 ① お客様から解約のお申出があった場合。 ② お客様が手数料を支払わない場合。 <u>③ お客様について相続の開始があった場合。</u> <u>④ お客様等がこの規定に違反した場合。</u> <u>⑤ 第 13 条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合。</u> <u>⑥ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。</u> <u>⑦ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。</u> <u>⑧ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。</u> <u>⑨ 振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</u> <u>⑩ この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。</u> <u>⑪ この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</u> <u>⑫ 振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。</u> <u>⑬ ⑨～⑫の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合。</u> 第 2 項、第 3 項 (省略) <u>第 19 条 (解約時の取扱い)</u> (省略) <u>第 20 条 (緊急措置)</u> (省略) <u>第 21 条 (免責事項)</u> 当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ① 第 12 条第 1 項による届出の前に生じた損害 ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影 (または署名) を届出の印鑑 (または署名	より契約が更新されないときも同様とします。 ① お客様から解約のお申出があった場合。 ② お客様が手数料を支払わない場合。 <u>(追加)</u> <u>③ お客様等がこの規定に違反した場合。</u> <u>④ 第 13 条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合。</u> <u>⑤ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当組合が解約を申し出た場合。</u> <u>⑥ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当組合が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出た場合。</u> <u>⑦ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出た場合。</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 第 2 項、第 3 項 (同左) <u>第 18 条 (解約時の取扱い)</u> (同左) <u>第 19 条 (緊急措置)</u> (同左) <u>第 20 条 (免責事項)</u> 当組合は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ① 第 12 条第 1 項による届出の前に生じた損害 ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影 (または署名) を届出の印鑑 (または署名

改正後	改正前
鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 ③ 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害 ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 ⑤ 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、または第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 ⑥ <u>第 20 条</u>の事由により当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害 <u>第 22 条</u>（機構非関与銘柄の振替の申請） （省略） <u>第 23 条</u>（この規定の変更） （省略）	鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 ③ 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害 ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 ⑤ 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、または第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害 ⑥ <u>第 19 条</u>の事由により当組合が臨機の処置をした場合に生じた損害 <u>第 21 条</u>（機構非関与銘柄の振替の申請） （同左） <u>第 22 条</u>（この規定の変更） （同左）

M R F（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款

改正後	改正前
第 1 条～第 8 条 （省略） <u>第 9 条（取引の制限等）</u> <u>当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> 2 <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> 3 <u>前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理</u>	第 1 条～第 8 条 （同左） <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <u>（追加）</u>

改正後	改正前
<u>的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u> <u>第10条</u>（解約） 本契約は、投資信託総合取引規定<u>第11条</u>第1項もしくは第2項、または次の各号のいずれかに該当した場合には、解約されるものとします。 ① 投資一任契約の期間満了、解約に伴いすべての投資一任財産を返還する場合。 ② 投資対象のMR Fが償還された場合。 ③ やむを得ない事由により、当組合が本契約の解約を申し出た場合。 第2項 （省略） <u>第11条</u>（その他） （省略） <u>第12条</u>（MR Fの変更） （省略） <u>第13条</u>（合意管轄） （省略） <u>第14条</u>（約款の変更） （省略）	<u>第9条</u>（解約） 本契約は、投資信託総合取引規定<u>第10条</u>第1項もしくは第2項、または次の各号のいずれかに該当した場合には、解約されるものとします。 ① 投資一任契約の期間満了、解約に伴いすべての投資一任財産を返還する場合。 ② 投資対象のMR Fが償還された場合。 ③ やむを得ない事由により、当組合が本契約の解約を申し出た場合。 第2項 （同左） <u>第10条</u>（その他） （同左） <u>第11条</u>（MR Fの変更） （同左） <u>第12条</u>（合意管轄） （同左） <u>第13条</u>（約款の変更） （同左）

以 上

2026年4月13日
いるま野農業協同組合